

徳島市監査委員告示第8号

平成27年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

平成28年3月7日

徳島市監査委員	久米川	文	男	
同	工	藤	誠	介
同	加	村	祐	志
同	齋	藤	智	彦

徳島市監査委員 殿

徳島市長 原 秀 樹

平成27年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果（平成28年1月29日報告分）に基づく措置状況

危機管理監

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>1 支出・契約事務</p> <p>(1) 物品購入決裁において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。</p> <p>(2) 契約締結の決裁は受けているが、契約書に徳島市長の押印がされていないものがあった。</p> <p>(3) 契約書において、収入印紙が貼付されていないものがあった。</p>	<p>1 支出・契約事務</p> <p>(1) 当該決裁書については、直ちに決裁権者の印を押印しました。今後は事務決裁規程に基づき、適正に決裁を受けるよう徹底します。</p> <p>(2) 当該契約書については、直ちに徳島市長の印を押印しました。今後は地方自治法等関係法令に基づき、適正な事務処理を徹底します。</p> <p>(3) 当該契約書については、直ちに適正な金額の収入印紙を貼付しました。今後は印紙税法等関係法令に基づき適正な事務処理を徹底します。</p>